

函館市優良母子家庭市長表彰に関する要領

1 趣旨

この要領は、他の母子家庭の模範となる優良母子家庭の母を表彰するため必要な事項を定めるものとする。

2 被表彰者

被表彰者は、優良母子家庭として推薦のあった者の中から最も模範となる母子家庭の母1名とする。

3 表彰日

市長が別に定める日とする。

4 被表彰基準

表彰する年度の4月1日現在において、10年以上母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、現に児童(20歳未満)を扶養し、次の各号に該当する者であること。

- (1) 経済的に困難な生活を克服して自立への努力をし、その家庭が他の母子家庭の模範となるものであること。
- (2) 社会的に信望があって、他の母子家庭の模範となるものであること。
- (3) 家庭内が健全かつ円満で、子どもの養育が他の母子家庭の模範となるものであること。

5 被表彰候補者の推薦

函館市民生委員・児童委員および一般社団法人函館市母子寡婦福祉会から市長に推薦する。

6 被表彰者の選考

市は表彰審査会を設け、推薦された者の中から被表彰者を選考する。

7 表彰審査会の構成員

北海道函館児童相談所長

社会福祉法人函館市社会福祉協議会常務理事

函館市女性保護の会会長

函館市子ども未来部長

函館市福祉事務所長

8 北海道知事表彰への推薦

市は優良母子家庭市長表彰に決定した者について、北海道優良母子家庭表彰要領に基づく候補者として、北海道知事に対し推薦するものとする。

附 則

この要領は、昭和39年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成4年2月14日から実施する。

附 則

この要領は、平成5年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年11月26日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年11月4日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から実施する。